

# 神戸市立工業高等専門学校組織規程

規程番号 規 ー 管 ー 1  
制 定 平成27年4月1日  
改 定 令和3年3月1日

## (目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の組織について定めるものとする。

## (副校長等)

第2条 学則第9条に定める教務主事（計画調整）に校長補佐の名称を付し、教務主事（教育）、教務主事（研究）及び学生主事に副校長の名称を付し、使用することができる。

- 2 教務主事及び学生主事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 教務主事及び学生主事が欠員となった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

## (教務主事室)

第3条 学則第9条第1項に定める教務主事（教育）と若干名の教務主事補佐から構成される教務主事室を置く。

- 2 教務主事補佐は、本校に勤務する教員のうちから教務主事（教育）の推薦により校長が命ずる。
- 3 教務主事補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 教務主事補佐が欠員となった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 教務主事補佐に副主事（教育）の名称を付し使用することができる。

## (学生主事室)

第4条 学則第9条第1項に定める学生主事と若干名の学生主事補佐から構成される学生主事室を置く。

- 2 学生主事補佐は、本校に勤務する教員のうちから学生主事の推薦により校長が命ずる。
- 3 学生主事補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 学生主事補佐が欠員となった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 学生主事補佐に副主事（学生）の名称を付し使用することができる。

## (研究渉外主事室)

第5条 学則第9条第1項に定める教務主事（研究）と若干名の教務主事補佐から構成される研究渉外主事室を置く。

- 2 教務主事補佐は、本校に勤務する教員のうちから教務主事（研究）の推薦により校長が命ずる。
- 3 教務主事補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 4 教務主事補佐が欠員となった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 教務主事補佐に副主事（研究）の名称を付し使用することができる。

（学科長）

第6条 各専門学科及び一般科（以下「学科等」という。）に学科長を置く。

- 2 学科長は、当該学科等に係る次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 学科等間の連絡・調整に関する事項
  - (2) 教育課程及び教育・研究活動に関する事項
  - (3) 予算に関する事項
  - (4) 学生指導に関する事項
  - (5) その他学科等の運営に関する重要事項
- 3 学科長は、当該学科等に勤務する教員のうちから校長が命ずる。
- 4 学科長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 学科長が欠員となった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（学級担任）

第7条 各学級に学級担任を置く。

- 2 学級担任は、当該学級の運営及び学生の指導にあたる。
- 3 学級担任は、一般科および専門学科の教員のうちから校長が命ずる。
- 4 学級担任の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 学級担任が欠員となった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（学年主任）

第8条 各学年に学年主任を置く。

- 2 学年主任は、当該学年の各学級を総括する。
- 3 学年主任は、当該学年の学級担任のうちから校長が命ずる。
- 4 学年主任の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 学年主任が欠員となった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（専攻科長）

第9条 専攻科に専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、専攻科の教育及び管理運営に関することを掌理する。
- 3 専攻科長は、専攻科の授業を担当する教授のうちから校長が命ずる。
- 4 専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（専攻主任）

第10条 専攻科に、機械システム工学専攻主任、電気電子工学専攻主任、応用化学専攻主任及び都市工学専攻主任（以下「専攻主任」という。）を置く。

- 2 専攻主任は、専攻科長を補佐し、当該専攻の教育・研究、学生指導及び管理運営に関するこ

とを総括する。

- 3 専攻主任は、専攻科の授業を担当する教授又は准教授のうちから校長が命ずる。
- 4 専攻主任の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 専攻主任が欠員となった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(学校施設)

第11条 本校に次の組織を置く。

- (1) 図書館
  - (2) 総合情報教育センター
  - (3) 地域協働研究センター
  - (4) 国際協働研究センター
  - (5) 広報室
  - (6) 学生相談室
- 2 前項各号の組織の目的及び内容については別に定める。

(諸会議)

第12条 本校に次の諸会議を置く。

- (1) 校務運営会議
  - (2) 運営改善会議
  - (3) 昇任人事会議
  - (4) 教員選考会議
  - (5) 教員会議
  - (6) 教職員会議
  - (7) 事務技術職員会議
  - (8) 担任会議
  - (9) クラブ顧問会議
  - (10) 進級認定会議
  - (11) 卒業認定会議
  - (12) 入試判定会議
  - (13) 専攻科修了認定会議
  - (14) 教育プログラム「都市工学プログラム」修了認定会議
  - (15) 成長産業技術者教育プログラム修了認定会議
- 2 前項の各会議の組織及び運営等については別に定める。

(諸委員会)

第13条 本校に次の諸委員会を置く。

- (1) 将来検討委員会
- (2) 予算委員会
- (3) 入試委員会

- (4) 安全衛生委員会
- (5) 人権教育推進委員会
- (6) 情報セキュリティ委員会
- (7) 教務委員会
- (8) 学生委員会
- (9) 進路指導委員会
- (10) 障がい学生支援委員会
- (11) 卒業式及び修了式運営委員会
- (12) 入学式及び合格者招集日運営委員会
- (13) 高専祭実行委員会
- (14) 専攻科運営委員会
- (15) 自己評価委員会
- (16) DNA実験安全委員会
- (17) 放射線安全委員会
- (18) 外部評価委員会
- (19) 発明委員会

2 前項の各委員会の組織及び運営等については別に定める。

3 第12条第1項に定める委員会のほか、必要がある場合には臨時に委員会を置くことができる。

(その他)

第14条 この規程の改廃は、校務運営会議の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。